

飯 舘 村

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画

令和6年3月

飯 舘 村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 計画の方針	2
5 本村における現状と今後の課題	4
6 計画の推進に向けた取り組み	5
第2章 障がい者の現状	6
1 本村の人口	6
2 障がい者の状況	7
(1) 障害者手帳所持者数の推移	7
(2) 身体障がい者数の推移	9
(3) 知的障がい者数の推移	11
(4) 精神障がい者数の推移	12
(5) 難病患者数の推移	13
3 障がい福祉サービス等の利用状況（第5期障がい福祉計画達成状況） ..	14
(1) 第6期目標値及び実績値.....	14
(2) 指定障がい者福祉サービスの利用状況	17
(3) 地域生活支援事業の利用状況	20
(4) 独自サービスの内容及び状況.....	22
第3章 障がい福祉計画の事業の展開	24
1 障がい福祉サービスに関する目標	24
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	24
(2) 福祉施設から一般就労への移行等	25
(3) 地域生活支援の充実	27
(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	29
(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	30
2 障がい福祉サービス等の見込量	31
(1) 障がい福祉サービスの見込量	31
(2) 地域生活支援事業の見込量	36
第4章 障がい児福祉計画の事業の展開.....	41
1 障がい児福祉サービスに関する目標	41
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	41
2 障がい児福祉サービス等の見込量	43
(1) 障がい児福祉サービスの見込量	43

第5章 計画の推進	45
1 計画の評価と進行管理	45
第6章 資料編	
1 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会共同設置要綱	46
2 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会委員名簿	49
3 計画策定の経緯	53
参考 聞き取り調査・集計.....	54

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がい福祉計画は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、国の基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第百十六号）に即し、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定するものです。

また、児童福祉法の改正に伴い、障がい児通所支援等の提供等を円滑に実施するために、平成30年度から新たに障がい児福祉計画を策定することとなりました。第7期飯舘村障がい福祉計画、第3期飯舘村障がい児福祉計画は、国の定める基本指針に即して、令和6年度から令和8年度までの3年間における障がい福祉サービス等に関する成果目標やサービス利用の見込等について定めます。

2 計画の位置付け

第7期飯舘村障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」、第3期飯舘村障がい児福祉計画は児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」です。

また、障害者基本法第11条に基づく「飯舘村障がい者計画」の障がい福祉サービス等に関する実施計画としても位置付けます。

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第87条に基づき国が定めた「障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即するとともに、「第7期福島県障がい福祉計画・第3期福島県障がい児福祉計画」と整合・調整を図っています。

また、本村の最上位計画である「第6次総合振興計画」及び「までのいな復興計画」をはじめ、関連する個別計画との整合を図っています。

3 計画期間

第7期飯舘村障がい福祉計画及び第3期飯舘村障がい児福祉計画は、国の指針により3年を1期として策定することとされているため、令和6年度から令和8年度を計画期間として策定します。

なお、本計画の関連法・制度の改変、社会情勢、本村の状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の方針

【基本理念】

一人ひとりが健康で安心して暮らせる自分らしさを育む村づくり

次の5点を基本的な考え方として、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。

(1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

避難生活から帰村する者、当分の間避難先住所に居住する者など住居の形態に応じながら、障がい者や家族等の自己決定を尊重し、その意思決定の過程にも配慮します。障がい者等が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、近隣市町村や関係機関と連携を取りながら相談支援を確保し、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの支援の実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等及び障がい児とし、障がい種別によらない一元的なサービス提供を実施します。また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実やアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進します。

(3)地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを構築します。さらに、地域生活の拠点づくり、NPO法人や社会福祉協議会等によるインフォーマルサービス（注1）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと支援体制の構築を進め、住民の「出番」（注2）を創出します。

(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの可能性がある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。また、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

重度心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たっては、ニーズを把握しながら支援体制の確保に努めます。

(注1) 公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援のことです。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体(NPO)などの制度に基づかない援助が挙げられます。

(注2) 村の第6次総合計画福祉分野の柱で「「出番」を作るしかけづくり」としています。できる人ができることを助け合う「出番づくり」で支え合いの村づくりを進めることをめざしています。

5 本村における現状と今後の課題

平成23年3月11日の東日本大震災によって発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により全村避難となってから、長きにわたる避難生活は、広い自宅で大家族に見守られて、地域の一員として生活してきた障がい者等には、以前とは全く異なる環境での生活を強いられました。家族が分散し家族による介護を受けられなくなり、さらに介護に当たる家族が高齢の両親のみとなるケースが増加しています。介護者の高齢化が進んでいくことを考えると今後、障がい者とその家族を支える仕組みや親なき後の支援体制を構築していくことが必要です。慣れない土地での生活により、アルコール依存、ギャンブル依存や引きこもりなどの問題が生じており、心のケアを行いながら、地域での支援体制を整えていくことも併せて必要となっています。

また、避難生活している多くの障がい者等は、避難先の医療機関や障がい福祉施設、事業所を利用し、支援を受けながら生活しています。平成29年3月31日に一部の帰還困難区域を除き避難指示解除となり、令和5年5月1日には飯舘村の帰還困難区域に指定されていた長泥地区も一部を残し避難指示が解除されましたが、避難前まで村内で提供されていた障がい福祉サービスは全て機能を停止したままであり、村で提供できるサービスは未だ十分ではない状況です。多くの障がい者等が村への望郷の思いを強く持ちながら、避難先での多様なサービスの利用や活動の継続を希望しています。

しかし、村に居住する方は近隣の市町村のサービス事業所を利用する以外に障がい福祉サービスを利用する方法はなく、事業所までの送迎や、村内へ移動手段などの支援体制を行わないと、障がい者が安心して生活することは困難です。

令和5年10月から地域活動支援センターが開所され、障がいの有無や種別によらない日中活動の場を提供していますが、引き続き村内における相談支援体制の整備や包括的な障がい福祉サービス提供体制の整備と、本村を事業提供地域とする事業所の確保が求められます。また継続して村外の障がい福祉サービスが継続して利用できる交通手段支援の確保が必要です。障がい者等とその家族が安心して生活できるように各関係機関の協力を仰ぎながらサービス提供体制を構築していかなければなりません。

6 計画の推進に向けた取り組み

(1) 住民、事業者、行政との協働

本計画の施策を実施するためには、行政だけでなく、障がい者等と家族、地域住民、事業者、関係機関、企業などが連携を図りながら、協働による取り組みを推進する必要があります。

東日本大震災によって発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による全村避難が一部を除き解除されましたが、障がい者等の多くが避難先市町村での福祉サービス提供を受けている現状にあります。引き続き関係市町村及び事業所との連携の一層の強化を図ります。

(2) 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会における取り組みとの連携

障がい者等やその家族、事業所、支援者が抱える課題、それら個別の課題から抽出された地域課題の共有、情報交換、情報発信、困難事例への対応の在り方に対する協議・調整、本計画の数値目標の達成に向けて具体的な協議等を行う場として南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会との連携を図ります。

(3) 計画の普及・啓発

本計画の推進に当たっては、広く村民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、各施設への配架及び村ホームページへの掲載をとおして村民への計画周知を図り、地域における自主的な活動を促進していきます。

第2章 障がい者の現状

1 本村の人口

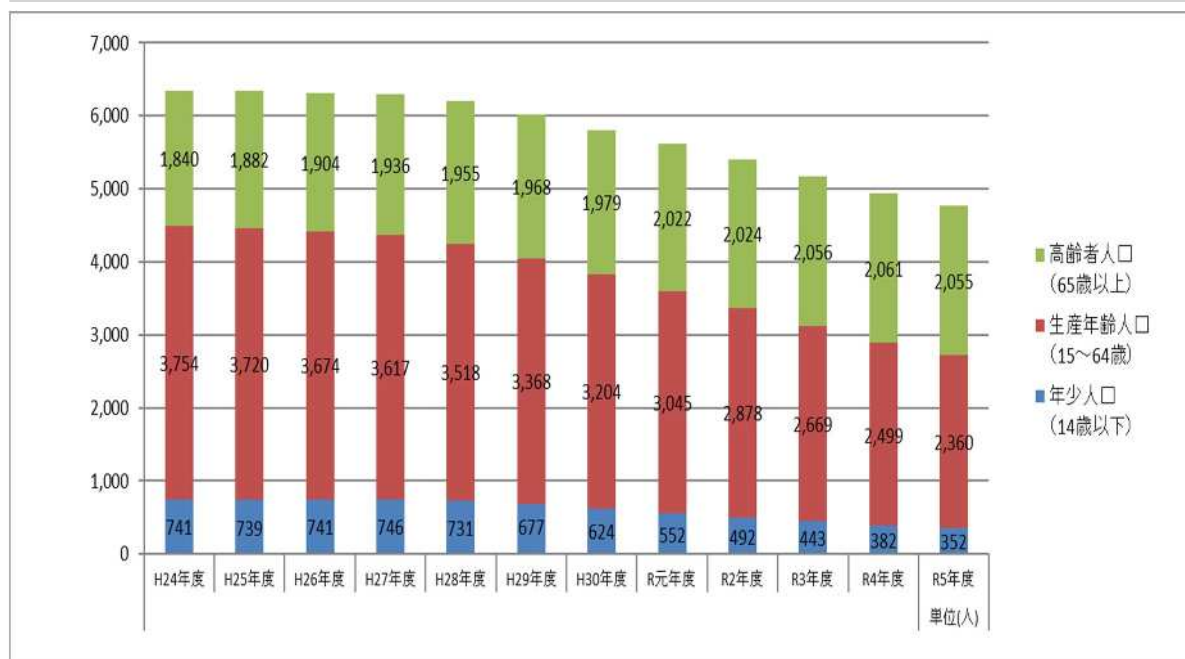
本村の人口は、令和5年3月現在で4,767人となっており、平成24年の6,335人から大きく減少しております。特に平成29年3月に東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の避難から、一部を除き避難解除されたことにより避難先への転出が増加したことが要因です。平成28年度からは毎年200人前後の減少傾向であります。

年齢別人口構成比をみると、令和5年度では、年少人口（0～14歳）が7%、生産年齢人口（15～64歳）が50%、高齢者人口（65歳以上）43%となっています。

平成24年からの推移をみると、年少人口（0～14歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）が相対的に増加しています。

住民基本台帳人口の状況												単位(人)
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年少人口 (14歳以下)	741	739	741	746	731	677	624	552	492	443	382	352
生産年齢人口 (15～64歳)	3,754	3,720	3,674	3,617	3,518	3,368	3,204	3,045	2,878	2,669	2,499	2,360
高齢者人口 (65歳以上)	1,840	1,882	1,904	1,936	1,955	1,968	1,979	2,022	2,024	2,056	2,061	2,055
総人口	6,335	6,341	6,319	6,299	6,204	6,013	5,807	5,619	5,394	5,168	4,942	4,767

※各年度4月1日現在の数値



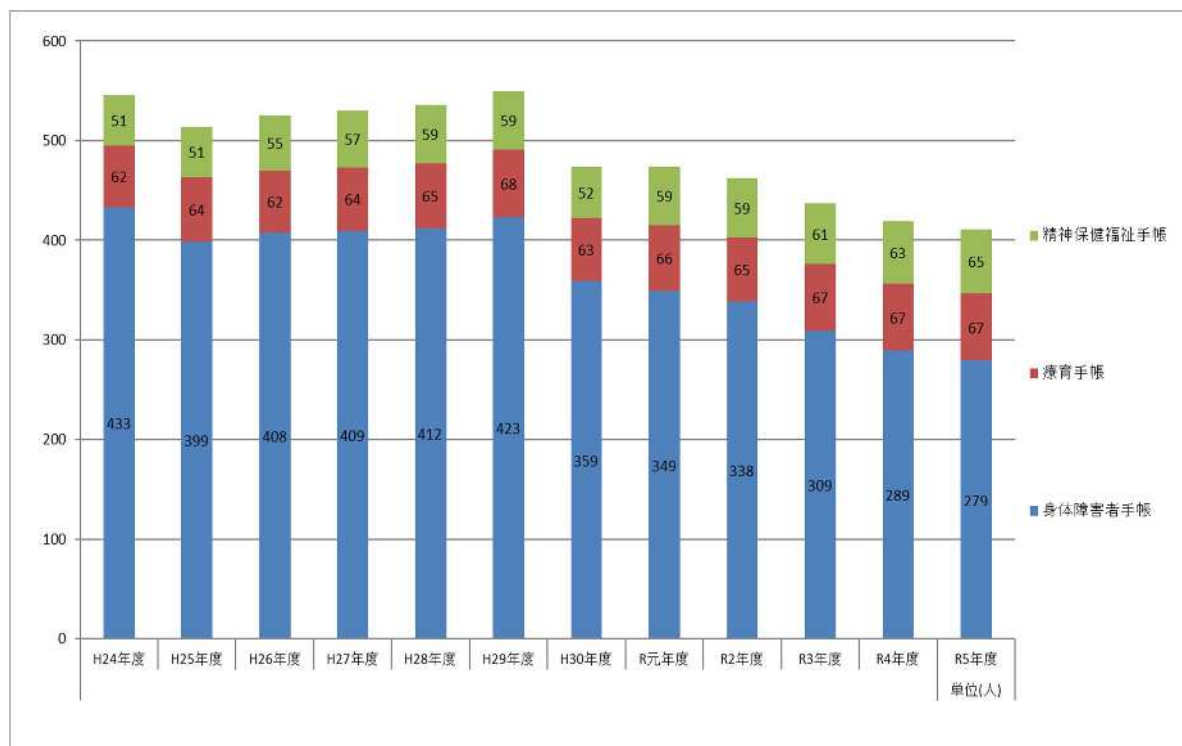
2 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本村の障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日において411人となっております。転出や高齢化による死亡のため障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。

手帳の種類別にみると、令和5年度では、「身体障害者手帳所持者」が279人（67.9%）「療育手帳所持者」は65人（16.3%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は59人（15.8%）となっております。

障害者手帳所持者数の状況												単位(人)
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
身体障害者手帳	433	399	408	409	412	423	359	349	338	309	289	279
療育手帳	62	64	62	64	65	68	63	66	65	67	67	67
精神保健福祉手帳	51	51	55	57	59	59	52	59	59	61	63	65
合計	546	514	525	530	536	550	474	474	462	437	419	411
※各年度4月1日現在の数値												



※身体障害者手帳とは

身体障害者福祉法に基づき、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳であり、各種福祉サービスを受けるために必要となるものです。

手帳の交付対象となる障がいの範囲は、身体障害者福祉法別表に定められており、重度の順に１級から７級までの区分が設けられています。（ただし、７級の障害が一つのみでは手帳の対象とはなりません。）

※精神障害者保健福祉手帳とは

精神保健福祉法に基づき、一定の精神障がいの状態にあるために、日常生活もしくは社会生活に一定以上の制約がある方に交付される手帳であり、各種福祉サービスを受けるために必要となるものです。

障がいの等級は、重度の順に１級から３級までの区分が設けられています。

※療育手帳とは

知的障がい児・者に対して一貫した指導、相談を実施し、各種援護措置を受けやすくすることを目的に県知事が交付する手帳で、Ａ（最重度・重度）、Ｂ（中度・軽度）の程度区分があります。

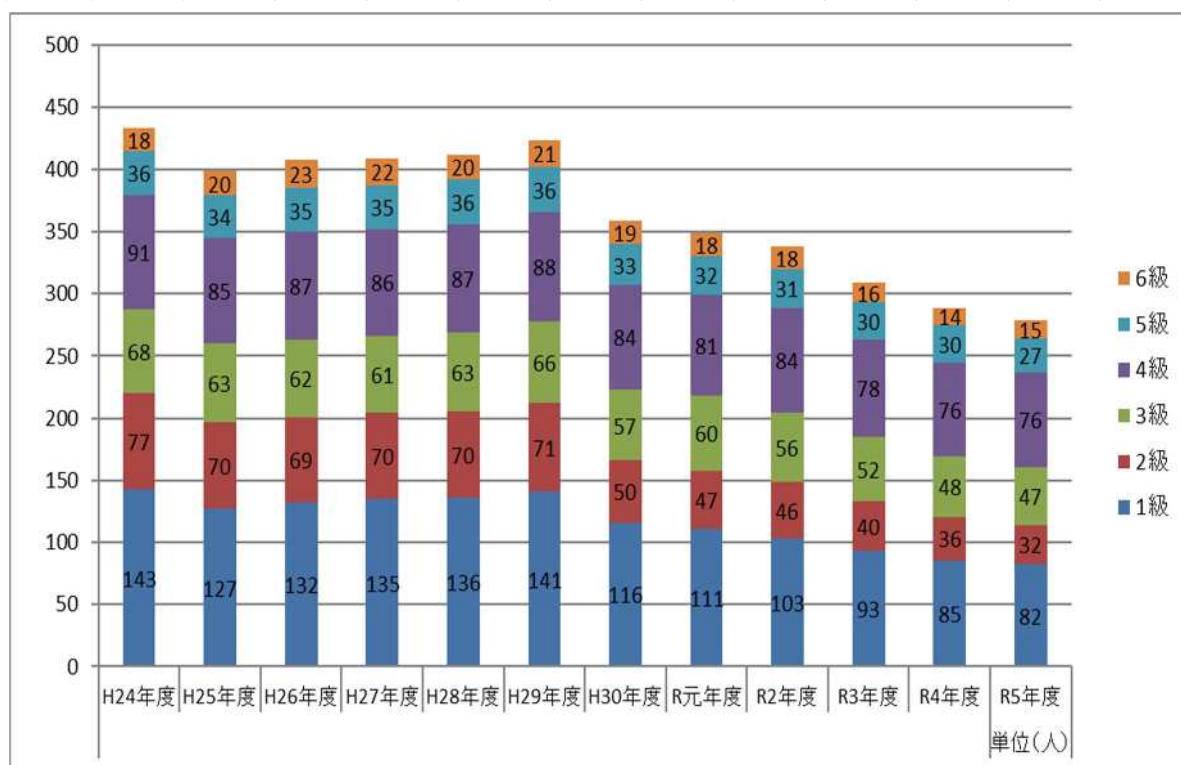
身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳は、法律で定められた手帳ですが、療育手帳は国の通知に基づき県知事が障がいの程度を勘案して交付しています。

(2) 身体障がい者数の推移

本村の身体障害者手帳所持者数は、令和5年度において279人となっております。

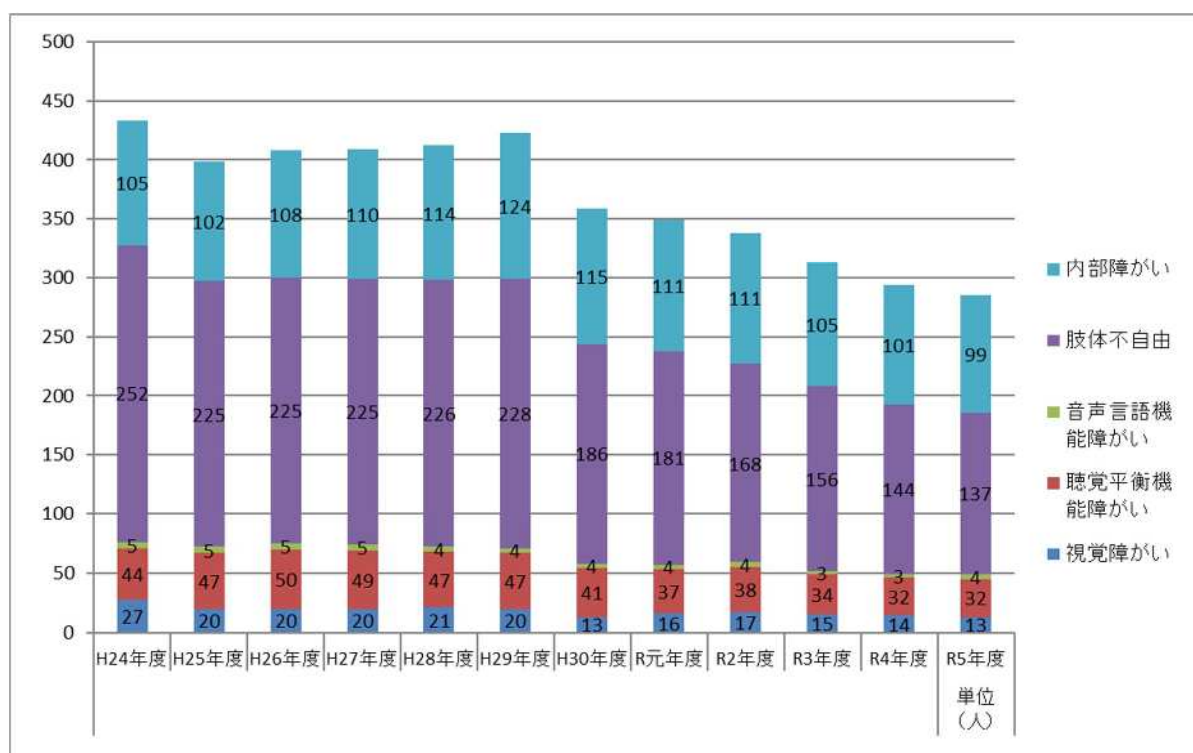
等級別にみると、令和5年度では「1級」が82人（29.4%）と最も多くの割合を占めています。次いで「4級」が76人（27.2%）、「3級」が47人（16.8%）の順となっております。

身体障害者手帳等級別交付状況												単位(人)
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1級	143	127	132	135	136	141	116	111	103	93	85	82
2級	77	70	69	70	70	71	50	47	46	40	36	32
3級	68	63	62	61	63	66	57	60	56	52	48	47
4級	91	85	87	86	87	88	84	81	84	78	76	76
5級	36	34	35	35	36	36	33	32	31	30	30	27
6級	18	20	23	22	20	21	19	18	18	16	14	15
合計	433	399	408	409	412	423	359	349	338	309	289	279
※各年度4月1日現在の数値												



さらに、障がい種類別にみると、令和5年度では「肢体不自由」が137人(48.0%)と最も多く、次いで「内部障がい」が99人(34.7%)、「聴覚・平衡機能障がい」が32人(11.2%)の順となっています。

身体障害者手帳種類別交付状況												単位(人)
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
視覚障がい	27	20	20	20	21	20	13	16	17	15	14	13
聴覚平衡機能障がい	44	47	50	49	47	47	41	37	38	34	32	32
音声言語機能障がい	5	5	5	5	4	4	4	4	4	3	3	4
肢体不自由	252	225	225	225	226	228	186	181	168	156	144	137
内部障がい	105	102	108	110	114	124	115	111	111	105	101	99
合計	433	399	408	409	412	423	359	349	338	313	294	285



※内部障がいとは

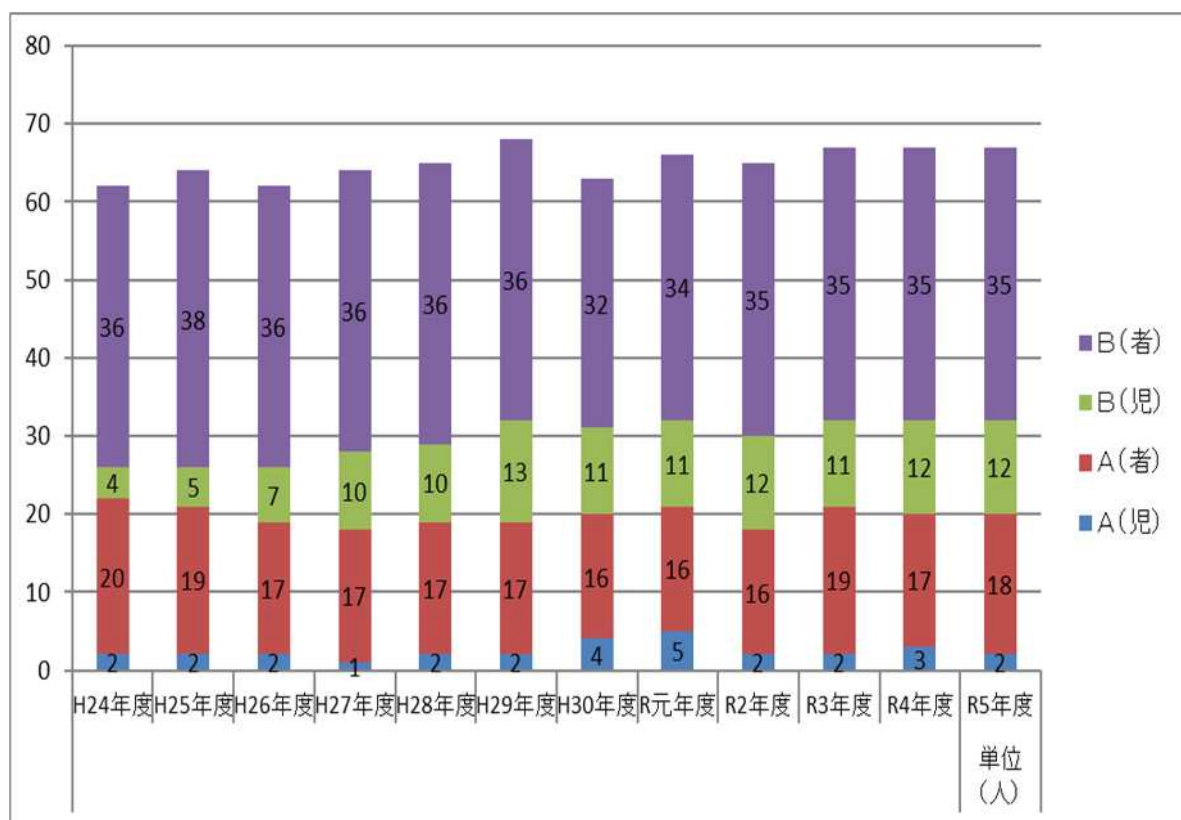
身体障害者福祉法に定められた障がいの一区分。心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の機能障がいとHIV（ヒト免疫不全ウイルス）による免疫機能障がいがあります。

(3) 知的障がい者数の推移

本村の療育手帳所持者数は、令和5年度において67人となっており、平成24年度からの推移をみると微増傾向にあります。

障がい程度別にみると、令和5年度では「B」が47人（70.0%）以上を占めており、新規申請の理由としては成人してから社会での暮らしにくさを感じ相談に訪れる方が増加しています。

療育手帳等級別交付状況												単位(人)
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
A(児)	2	2	2	1	2	2	4	5	2	2	3	2
A(者)	20	19	17	17	17	17	16	16	16	19	17	18
B(児)	4	5	7	10	10	13	11	11	12	11	12	12
B(者)	36	38	36	36	36	36	32	34	35	35	35	35
合計	62	64	62	64	65	68	63	66	65	67	67	67
※各年度4月1日現在の数値												

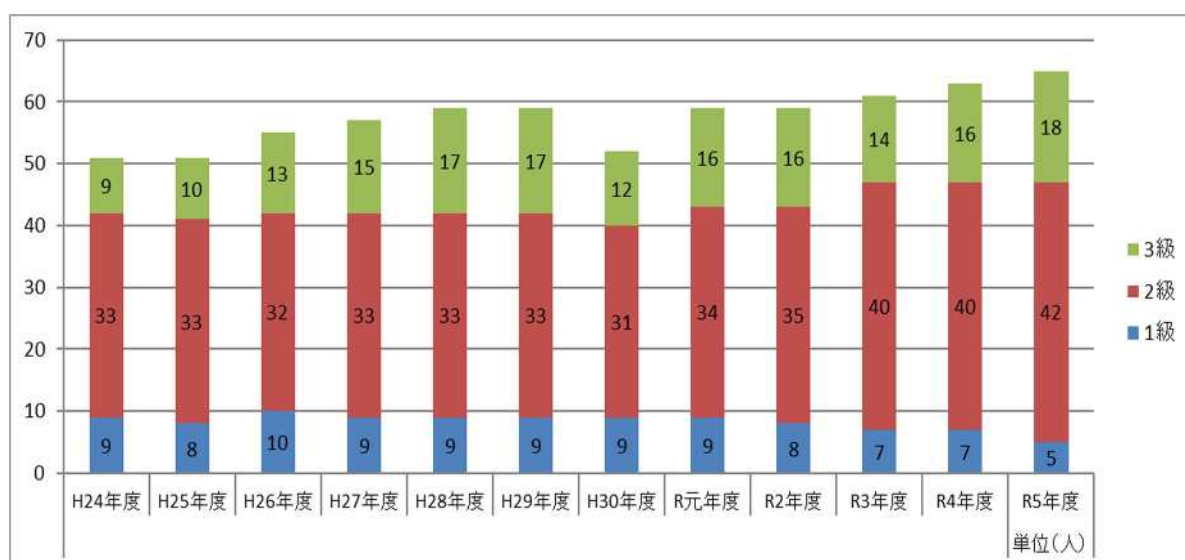


(4) 精神障がい者数の推移

本村の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年度において65人となっており、平成24年度からの推移をみると、増加傾向にあります。

等級別にみると、令和5年度では「2級」が42人（64.6%）と最も多く、次いで「3級」が18人（27.7%）、「1級」が8人（7.7%）の順となっています。

精神障害者保健福祉手帳の交付状況												単位(人)
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1級	9	8	10	9	9	9	9	9	8	7	7	5
2級	33	33	32	33	33	33	31	34	35	40	40	42
3級	9	10	13	15	17	17	12	16	16	14	16	18
合計	51	51	55	57	59	59	52	59	59	61	63	65
※各年度4月1日現在の数値												



自立支援医療（精神通院）の利用者数は、42名と平成24年度の88名と比較すると半数程度に減少しています。これは東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故で被災地における医療費の一部負担金が免除になったことにより自立支援医療（精神通院）の更新申請をしない傾向にあるためです。医療費の免除制度が廃止されれば、利用者は震災前までの数に増大する見込みです。

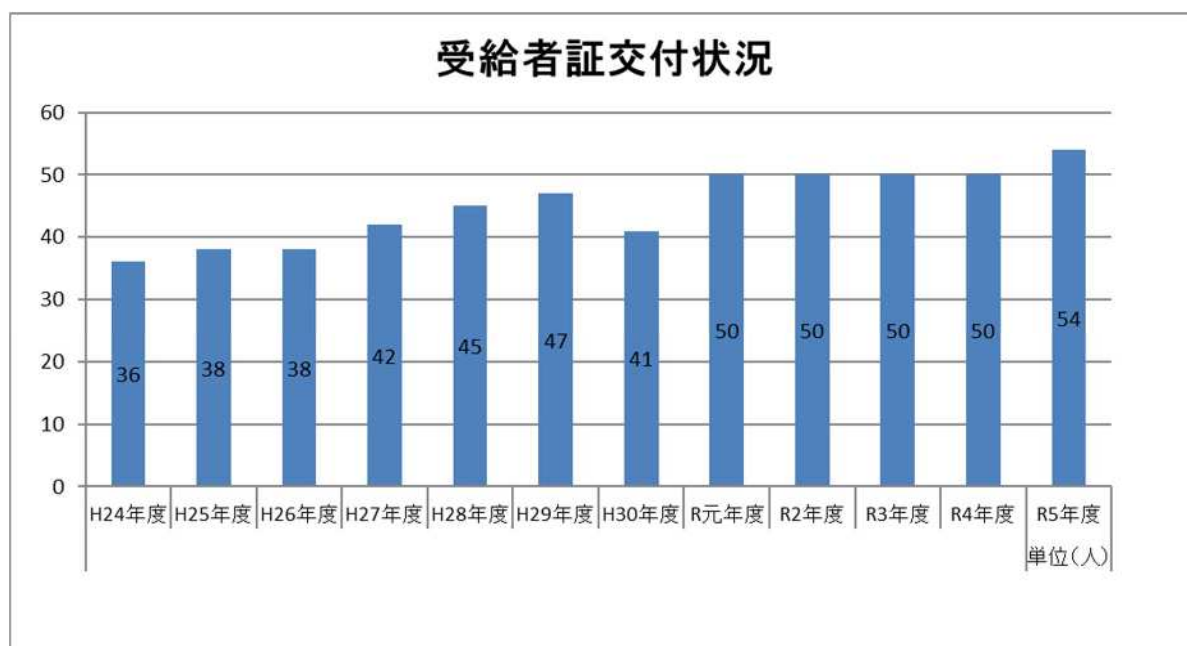
自立支援医療（精神通院）												単位(人)
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立支援医療（精神通院）利用者数	88	88	34	37	39	39	57	55	55	47	42	42
※各年度4月1日現在の数値												

(5) 難病患者数の推移

本村の難病患者数は、令和5年度において54人となっております。平成26年度までは厚生労働省の特定疾患治療研究事業における認定者数で、38人でした。

平成27年1月1日に難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が施行され、平成27年分からは、特定医療費支給認定者数（指定難病患者数）となりました。難病法施行時、特定医療費の支給対象となる指定難病は110疾患でしたが、平成27年7月1日に306疾患に拡大され、さらに令和3年11月1日には338疾患となっています。対象難病の拡大が、対象者増加の一つの要因となっています。

指定難病医療費受給者証交付状況												単位(人)
年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受給者証交付状況	36	38	38	42	45	47	41	50	50	50	50	54
※各年度4月1日現在の数値												



3 障がい福祉サービス等の利用状況

(1) 第6期目標値及び実績値

①福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
目標値	1人	令和元年度末時点の施設入所者数(11人)のうち1人の地域生活への移行を目標としていた。
実績値	0人	
目標値	1人	令和元年度末時点の入所者数(11人)を1人削減することを目標としていた。
実績値	0人	

【分析・評価】

- 施設入所者の地域移行については、施設入所者の重度化・高齢化による入院や死亡等が理由での退所者はおりますが、自宅やグループホームなどの地域生活に移行した方はおりませんでした。

本村では、介護者の高齢化に伴い在宅生活の継続に対して不安の声が高まっています。東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による全村避難を機に、避難先市町村事業所でのサービスを受けていますが、核家族化が進み、介護者なき後の生活を支えるために施設入所を希望するケースが増えています。

しかし、県内の各施設で待機者が多数いる状況であり、今後は在宅生活を支えるサービスの導入も含め地域での生活を考えていく必要があります。

そのため、地域生活の受け皿となる社会資源の整備を進めていくことが求められます。

②福祉施設からの一般就労への移行等

項目	数値	考え方
目標値	1人	(一般就労移行者数)
実績値	2人	令和元年度末時点の一般就労移行者(0人)目標値を1人と設定。

項目	数値	考え方
目標値	1人	(就労移行支援の利用者数)
実績値	2人	令和元年度末時点の利用者数(0人)目標値を1人と設定。

【分析・評価】

- 福祉施設利用者の一般就労移行は、就労移行支援事業利用者から2名の実績がありました。今後も相談支援を充実させることで、特性や能力に応じた就労先を選択できるように、就労支援事業所、相談支援事業所、相双障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）などの支援者同士が連携を図ることが、希望する就労先へ結びつけることにつながると考えます。今後とも連携を強化して進めていく必要があります。
- 就労定着支援事業については、実績はありませんでしたが、就労を目指す方への適切な支援を実施していく必要があります。

③地域生活支援拠点等における機能の充実

項目	数値	考え方
目標値	1か所	令和5年度末までに各市町村又は各圏域における整備か所数。
実績値	0か所	
目標値	1回/年	運用状況等の検証、検討回数。
実績値	1回/年	

【分析・評価】

- 令和5年度末までの整備目標は達成できませんでしたが、引き続き南相馬市・飯館村地域自立支援協議会及び基幹相談支援センターで検討を行いながら障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所等と連携し機能を果たすため整備する必要があります。

※地域生活支援拠点とは

障がい者等の自立支援の観点から、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、次の機能を集約した拠点のことをいいます。

- ・地域生活への移行、親元からの自立に係る相談
- ・一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ・短期入所（ショートステイ）等の利便性・対応等による緊急時の受け入れ体制の確保
- ・人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ・サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【分析・評価】

- 障がい者が地域で生活できるように保健・医療・福祉関係者が協議の場を通じて重層的な連携を行い、支援体制が図れるシステム体制を構築しています。南相馬市・飯館村地域自立支援協議会地域生活支援部会を協議の場としており、引き続き地域住民との連携が取れるよう進めていくことが求められます。

項目	数値	考え方
目標値	1回/年	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催。
実績値	1回/年	
目標値	12人	協議の場における参加者数。
実績値	20人	

⑤相談支援体制の充実・強化等

項目	数値	考え方
目標値	有	令和5年度の障がい種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施。
実績値	有	
目標値	12回	令和5年度の地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数。
実績値	8回	
目標値	6回	令和5年度の地域の相談支援事業者に対する人材育成の支援。
実績値	1回	
目標値	10回	令和5年度の地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数。
実績値	4回	

- 令和2年4月より、相馬地方基幹相談支援センターが設置され、活動を開始しております。地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行いながら、専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行っております。

⑥障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組にかかる体制の構築

項目	数値	考え方
目標値	6人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加。
実績値	4人	
目標値	有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無。
実績値	無	
目標値	1回	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の実施回数。
実績値	0回	

【分析・評価】

- 職員は、障害者総合支援法の内容を理解するための各種研修等に参加し、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等が正しく提供されているか検証を行うことが求められています。また、請求の過誤をなくし、事業所の適正な運営が確保されるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組が必要です。

(2)指定障がい福祉サービスの利用状況

区 分		単位	見込値			実績		R4
			R3	R4	R5	R3	R4	進捗率
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援	人／月	7	7	8	8	6	86%
		時間／月	100	100	110	36	29	29%
日中活動系	生活介護	人／月	15	15	15	15	16	107%
		日／月	340	340	340	322	349	103%
	自立訓練（機能訓練）	人／月	1	1	1	0	1	100%
		日／月	5	5	5	0	22	440%
	自立訓練（生活訓練）	人／月	1	1	1	0	0	0%
		日／月	5	5	5	0	0	0%
	就労移行支援	人／月	1	1	1	2	1	100%
		日／月	22	22	22	45	14	64%
	就労継続支援（A型）	人／月	1	1	1	0	0	0%
		日／月	20	20	20	0	0	0%
	就労継続支援（B型）	人／月	18	20	22	15	22	110%
		日／月	360	400	440	277	396	99%
	就労定着支援	人／月	1	1	1	0	0	0%
	療養介護	人／月	2	2	2	2	2	100%
	短期入所（福祉型）	人／月	1	1	1	0	0	0%
		日／月	5	5	5	0	0	0%
	短期入所（医療型）	人／月	0	0	0	0	0	0%
		日／月	0	0	0	0	0	0%
居住系	自立生活援助	人／月	1	1	1	2	2	200%
	共同生活援助（グループホーム）	人／月	16	18	20	11	10	56%
	施設入所支援	人／月	11	11	10	11	12	109%
相談支援	計画相談支援	人／月	59	62	65	52	56	90%
	地域移行支援	人／月	0	0	1	0	0	0%
	地域定着支援	人／月	0	0	1	0	0	0%
障がい児支援	児童発達支援	人／月	9	10	11	4	3	30%
		日／月	100	110	120	42	16	15%
	医療型児童発達支援	人／月	1	1	1	1	1	100%
		日／月	4	4	4	3	1	25%
	放課後等デイサービス	人／月	6	8	10	5	6	75%
		日／月	70	110	150	59	65	59%
	保育所等訪問支援	人／月	3	3	3	0	0	0%
		日／月	3	3	3	0	0	0%
	居宅訪問型児童発達支援	人／月	1	1	1	0	0	0%
		日／月	4	4	4	0	0	0%
	障がい児相談支援	人／月	10	12	14	11	12	100%

※令和4年度進捗率は令和4年度の計画値における実績の割合を示しています。

【分析・評価】

障がい福祉サービスの利用実績については、ほぼ「見込量どおり」の傾向です。

本村では、平成26年度中に「サービス等利用計画」の導入率100%を達成し、継続しています。ニーズに対する支援をタイムリーに調整し、適切なサービス利用につながっていることが大きな要因と考えられます。しかし、サービス提供は避難先自治体や近隣市町村の事業所によるものです。

- 訪問系サービスと療養介護については、令和4年度までの利用実績が見込量内の実績となっております。今後は避難先で精神障がい者の単身生活が増えているため、居宅介護サービス利用者が増加するものと考えられます。
- 生活介護、施設入所支援については、ほぼ見込量とおりの実績となっております。共同生活援助(グループホーム)からの一般住宅等への移行はありませんでした。
- 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)については、利用実績が見込量を若干下回っていますが概ね見込みどおりです。
A型事業所については、利用者の見込みがありません。B型事業所の利用は、村内への送迎が確保されていることから今後は増加するものと考えられます。
- 計画相談支援については、障がい福祉サービスを利用する全ての方に対し、計画相談を実施しています。
- 自立訓練(機能訓練)については、脊髄損傷により四肢麻痺となった方が地域生活への移行を目指すため、国立障害者リハビリテーションセンターにてサービスを利用しています。
- 地域移行支援、地域定着支援については、令和3年度、令和4年度ともに実績がありませんでした。
- 児童発達支援については、避難先の福島市・相馬市の事業所における利用が増加しています。入学等により利用者は減少傾向にありますが、今後も、地域で育つ子どもたちに必要な支援が届くよう、避難先市町村や関係機関との連携を図っていきます。
- 医療型児童発達支援は、平成30年度より利用がありましたが、令和4年度末でサービス利用が終了しました。現時点で令和5年度以降のサービス利用意向はありません。

- 放課後等デイサービスについては、平成30年度から令和元年度にかけて、近隣市町村で事業所が増加したことに伴い、必要な方にサービスが提供されてきている状況であり、見込量内の実績となっています。
- 保育所等訪問事業については、利用実績はありませんでした。今後も保育所やこども園、小学校、義務教育学校等との連携を図りながら支援に努めます。
- 障がい児相談支援については、福島市内での受入れ可能な相談支援事業者が少ないため、セルフプランによるものが多いことが課題でしたが、サービス提供事業所による援助を受けながら計画作成を行っており、現在は1名を除き「サービス等利用計画」を導入しております。作成のための計画相談だけでなく、療育に関する相談に対し、医療・保健・福祉の連携が取れていることにより、障がい児相談支援事業の充実が図られていると考えます。

(3)地域生活支援事業の利用状況

事業名	単位	見込値			実績		R4 進捗率
		R3	R4	R5	R3	R4	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	無	無	
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有	無	無	
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
基幹相談支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
住宅入居支援事業	実施の有無	無	有	有	無	無	
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	件数／年	2	2	2	0	0	
成年後見制度法人支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	実施の有無	有	有	有	無	無	
日常生活用具給付事業							
介護訓練支援用具（注3）	件数／年	2	2	2	0	0	0%
自立生活支援用具（注4）	件数／年	3	3	3	0	1	33%
在宅療養等支援用具（注5）	件数／年	2	2	2	1	0	0%
情報・意思疎通支援用具	件数／年	1	1	1	0	4	400%
排泄管理支援用具	件数／年	157	169	171	144	134	79%
居宅生活動作補助用具等（住宅改修費）	件数／年	1	1	1	0	0	0%
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	無	無	
移動支援事業	件数／年	2	1	2	0	0	0%
地域活動支援センター事業	実施箇所数	0	1	1	0	0	0%
訪問入浴サービス事業	件数／年	1	1	1	0	0	0%
日中一時支援事業	件数／年	48	48	48	27	27	56%
その他の事業							
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	件数／年	1	1	1	0	0	0%
通所施設利用者交通費助成事業	件数／年	26	28	30	16	17	61%

※令和4年度進捗率は令和4年度の計画値における実績の割合を示しています。

（注3）特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト等

（注4）入浴補助用具、Ｔ字状・棒状つえ、移動・移乗用支援用具、頭部保護帽、火災警報器等

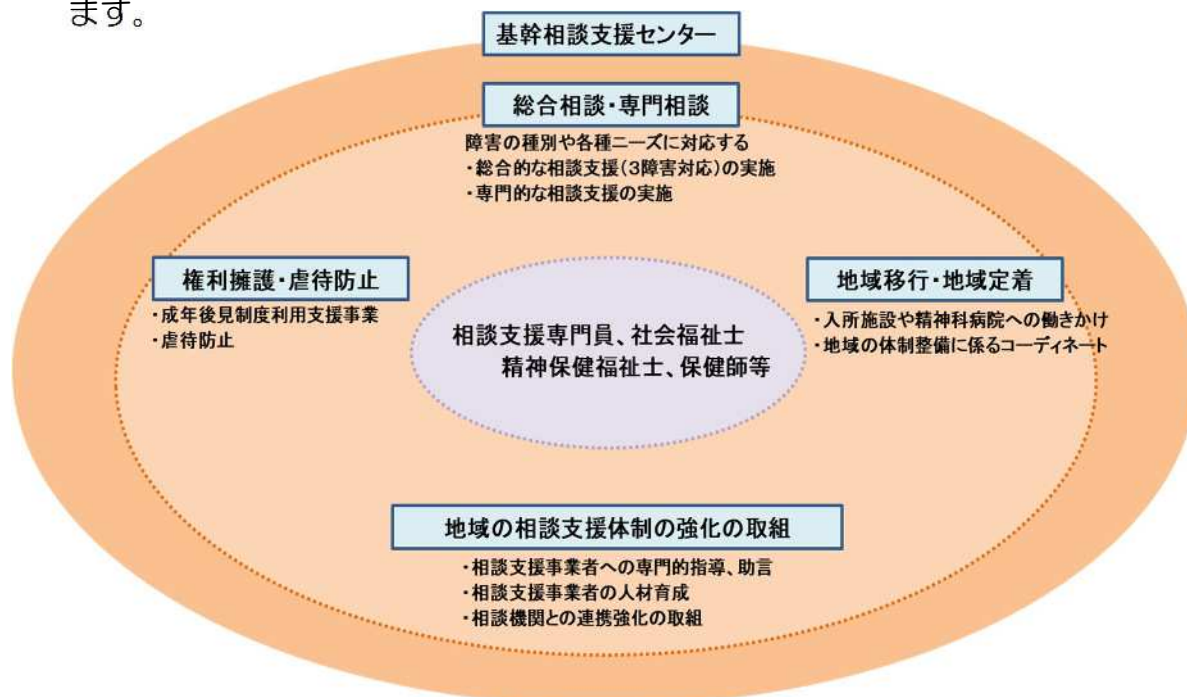
（注5）透析等加温器、吸入器、電気たん吸引器、盲人用体温計、盲人用体重計等

【分析・評価】

地域生活支援事業については、相談支援によるサービス等利用計画の作成により、ニーズに合わせたサービス利用の調整が可能となり、必要なサービスの提供が充足されるようになったことに伴い、利用につながっているものと考えられます。

- 日常生活用具の給付は減少傾向にあります。理由としては利用者の死亡が大きな要因です。

- 移動支援については、利用実績ありませんでした。買い物や余暇活動のために外出したいとのニーズがあります。今後も自立生活や社会活動への参加の推進に伴い、利用したい方に対応する体制を整えていきます。
- 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業については、障がいがある方の就労や社会活動への参加の機会の拡大に伴い、今後もニーズがあることが予想されます。
- 訪問入浴支援事業については、利用がありませんでした。障がい福祉サービス（居宅介護、生活介護等）の利用によって、在宅介護をされている方で介護者が高齢のため十分な支援が提供されない方が増えてくることが想定されます。ニーズを把握し必要な支援を提供していきます。
- 成年後見制度利用支援事業の実施はありませんでしたが、障がいの重度化、介護者の高齢化により今後は利用者が増加すると予想されます。
- 相談支援事業については、障がい者の相談支援のために、南相馬市内の相談支援事業所のほかに福島市内の相談支援事業所へ委託を行っています。避難者の多くが県北地方に居住していることから必要に応じて避難先での相談支援を行っています。
- 令和2年4月より、相馬地方基幹相談支援センター「^{ひろく}拓」が設置され、活動を開始しております。地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行いながら、専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行っています。



(4)独自サービスの内容及び状況(障がい者を含むすべての村民の利用者数)

●サポートセンター事業

平成23年10月から平成31年2月まで福島市にある松川第一仮設住宅敷地内にサポートセンター「あづまっぺ」を開所し、松川地区を中心に支援が必要な方の見守りなどを行いました。村内においては、平成29年9月より村内のいたてクリニック同施設内にサポートセンター「つながっぺ」を開所し、送迎を行いながら健康相談や運動など憩いの場を提供しています。

	利用数(延件数)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合相談	4,489	4,669	4,498
地域交流サロン	2,151	1,418	1,773
在宅訪問	3,415	3,961	3,609

(月～金曜日の利用)

●飯舘村在宅サービス提供加算助成事業

平成29年4月より、村外の在宅介護等の事業所が村内居住者へのサービス提供の際に「飯舘村在宅サービス提供加算助成事業」としてサービス提供分に係る費用の一部を事業所に助成しています。村内でのサービス提供体制を整備するまでの間活用していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問系サービス	利用事業所(実数)	5	3	6
	利用数(延件数)	1,211	588	1,510
通所系サービス	利用事業所(実数)	4	4	3
	利用数(延件数)	2,193	1,827	1,797

●村内外在宅送迎事業

平成30年5月より村内外在宅送迎事業を開始し、村内の在宅者の近隣市町村介護事業所や病院への通所・通院への送迎を行っています。交通手段がない、又は利用先の事業所の送迎がない場合など、個々の形態に合わせて送迎を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用事業所(実数)	38	50	59
利用者(実数)	80	152	139
利用数(延件数)	2,367	2,701	2,692

(月～土曜日の利用)

●お助け合い事業

村民ボランティアによる有償サービスが行われています。買い物などでの送迎や掃除の手伝いや雪掃きなどの利用が可能となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用数（延件数）	73	93	89

●心の健康相談事業・心のケアセンター事業

震災に関連した心のケアの充実を図るため、県を中心にNPO法人等の心理士、保健師等、医療・保健・福祉関係者の訪問・相談支援が行われています。また、必要に応じて訪問看護やアウトリーチへ繋げています。避難生活による不安等に対する心身の相談などの支援を行いながら、村の保健・福祉との連携を図り、支援体制を構築しています。

●いいたてクリニックの開所

平成28年9月よりいいたてクリニックが開所し、現在は毎週火曜日（終日）・木曜日（午前中のみ）診療を開始しています。令和2年4月より院内処方も開始され、今後も医療体制の拡充を図りたいと考えています。

また、令和4年4月からは訪問診療が実施されており、村民の通院にかかる負担の軽減や在宅医療を望む方への医療の提供が進んでいます。

●地域活動支援センターの開所

本村では、令和5年10月から地域活動支援センターを開所しました。地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図り、障がい者等の地域における生活支援を促進します。



※飯舘村地域活動支援センターなのほな 館内写真

第3章 障がい福祉計画の事業の展開

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものです。本計画では、第6期障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）に係る年度ごとのサービス見込み量の実績を踏まえ、内容の見直しとサービス見込み量を定めています。

1 障がい福祉サービスに関する目標

本計画では、障がいがある人の地域生活移行や就労支援に関する事項について、国が定める基本指針に即して、令和8年度を目標年度とする数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する方の数を見込み、そのうえで令和8年度末における地域生活に移行する方の目標値を設定します。

国の基本指針を踏まえ、本村においては、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数である12人のうち1人を施設入所者の減少数として設定します。

また、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数である12人のうち1人を地域生活に移行する者の人数として設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	12人	基準値
令和8年度末の施設入所者数（B）	11人	令和4年度末時点の入所者数12人から1人削減
【目標値】 令和8年度末の削減見込者数（A－B）	1人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者数削減数
【目標値】 令和8年度末の地域生活移行者数（累計）	1人	令和4年度末時点の施設入所者数12人から地域生活へ移行する者の見込

【国の基本指針】

[地域生活移行者の増加]

- ・令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

[施設入所者数の削減]

- ・令和4年度末の施設入所者数から5%以上を削減

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する方の目標値を設定します。

令和3年度の実績は0人であるため、国の指針を踏まえ、令和8年度末における一般就労への移行者数は、1人を目標値として設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	0人	基準値
【令和8年度末時点の目標値】 一般就労移行者目標数	1人	令和3年度実績の一般就労移行者（0人） 1人を一般就労移行者目標値として設定

【国の基本指針】

[一般就労移行者の増加]

・令和3年度実績の1.28倍以上（うち就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上）

② 就労移行支援の利用者数

令和3年度は利用希望者が重なり、実績は2人であるが、例年は0～1人の利用希望が見込まれているため、地域の実情及び国の指針を踏まえて、令和8年度における就労移行支援事業の利用者数は、1人を目標値として設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
令和3年度の就労移行支援事業の利用者数	2人	基準値
【令和8年度の目標値】 就労移行支援事業の利用者数	1人	令和3年度実績の利用者数（2人） 1人を就労移行支援事業利用者数目標値として設定

【国の基本指針】

[就労移行支援事業を利用した一般就労移行者の増加]

・令和3年度実績の1.31倍以上

③ 就労定着支援事業利用者数

令和３年度の実績は０人であるため、国の指針を踏まえて令和８年度末における就労定着支援事業の利用者数は、１人を目標値として設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
令和３年度の就労定着支援事業の利用者数	０人	基準値
【令和８年度の目標値】 就労定着支援事業の利用者数	１人	令和３年度実績の利用者数（０人） １人を就労移行支援事業利用者数目標値として設定

【国の基本指針】

[就労定着支援事業利用者数]

- ・ 令和３年度実績の１．４１倍以上

④ 就労定着支援事業の就労定着率

国の指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることとしています。本村では就労定着支援事業利用者がいないため、近隣市町村所在の事業所と共に努力していきます。

【国の基本指針】

[就労定着支援事業による就労定着率]

- ・ 就労定着支援事業のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とする

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点とは、障がい者等の自立支援の観点から、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、次の機能を集約した拠点のことをいいます。

- ・地域生活への移行、親元からの自立に係る相談
- ・一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ・短期入所（ショートステイ）等の利便性・対応等による緊急時の受入体制の確保
- ・人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ・サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

地域生活支援拠点の整備は、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会および、基幹相談支援センターで検討しながら、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所、高齢者福祉施設や医療機関と連携して機能を果たすため、整備していきます。

また、「地域生活支援コーディネーター」の配置や家族からの相談に対応できる効果的な支援を行えるシステムの推進や強度行動障がいのある人の支援体制の充実を図るために、その状況や支援ニーズを把握できるよう関係機関で支援体制の整備に取り組めます。

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
整備数	1 か所	令和8年度末時点の整備か所
検証・検討回数	2回/年	令和8年度末時点の検証・検討回数
配置人数	1 人	令和8年度末時点のコーディネーター配置人数
整備の有無	有	令和8年度末時点の強度行動障害を有する者に対する支援体制の有無

【国の基本指針】

[地域生活支援の充実]

- ・令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討する
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

※強度行動障害とは

精神科的な診断ではなく、「自傷」、「他害」、「睡眠の乱れ」「異食」、「ものを壊す」などの周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を著しく高い頻度で起こすため、特別な配慮・支援が必要な状態をいいます。

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期的に入院している精神障がい者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があります。自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会（ソーシャルインクルージョン）を構築していく必要があります。

このため、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい生活をすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、近隣市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築を目指します。

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
協議回数	1回/年	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催
参加者	12人	協議の場における参加者数

【国の基本指針】

[協議の場の開催と参加者の見込]

- ・市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込を設定する。
- ・市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健・医療・福祉・介護・当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者に見込を設定する。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援の体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターを開設しました。地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害・難病）及び、成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の相談支援事業所では対応できない個別の事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域生活への移行に向けた取組等を実施することとします。

【目標値の設定】

項目	数値等	考え方
基幹相談支援センターの設置	有	設置の有無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	12回	令和8年度の実施件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	6回	令和8年度の実施件数
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	10回	令和8年度の実施回数
個別事例の支援内容の検証の実施	2回	令和8年度の実施回数
主任相談支援専門員の配置	1人	令和8年度の配置人数
協議会における相談支援事業所参画による事例検討	1回	令和8年度の実施回数
協議会における参加事業者・機関数	20か所	協議会への参加事業者・機関数
協議会の専門部会の設置数	6部会	協議会での専門部会の設置数
協議会の専門部会の実施回数	30回	協議会での専門部会の実施回数

【国の基本指針】

- [相談支援体制の充実・強化等]
- ・基幹相談支援センターの設置
 - ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込を設定
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込を設定
個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定
 - ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数の見込みを設定
参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数の見込みを設定

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要としているサービスを提供しているかどうかの検証を行います。また、請求が適正に行われる事業所が確保されるよう、障がい福祉サービスの質の向上をさせるための取組を行います。

【目標値の設定】

項目	数値等	考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	6人	令和8年度の参加人数
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析した結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無	有	令和8年度の体制の有無
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析した結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の実施回数	1回	令和8年度の体制の実施回数

【国の基本指針】

[障害福祉サービス等に係る各種研修の活用] ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込を設定する。
[障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有] ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数を見込を設定する。

2 障がい福祉サービス等の見込量

(1) 障がい福祉サービスの見込量

これまでの実績等を踏まえて、令和6年度から令和8年度までの3か年における障がい福祉サービスの見込量を定めて、本村におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

① 訪問系サービス

現在のサービス利用者数を算定基礎として、サービス利用者の伸びや地域生活移行等による新たなサービス利用者を見込み、3か年の見込量を設定します。

【サービスの内容】

ア 居宅介護

ヘルパーの派遣により、自宅で入浴・排泄・食事の介護等を行います。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排泄・食事の介護・外出時の移動支援等を総合的に行います。

ウ 同行援護

視覚障がいにより移動に困難を有する人に外出する際に必要な支援を行います。

エ 行動援護

重度の知的障がい者、精神障がい者に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

オ 重度障がい者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【サービスの見込量】

サービス種別	単 位	利用実績（第6期）			見込量（第7期）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問系サービス							
居宅介護	人/月	8	6	8	8	8	12
重度訪問介護							
同行援護							
行動援護	時間/月	36	29	40	40	40	45
重度障がい者等包括支援							

（令和5年度については、見込値を記載しています。）

【サービスの見込量】（サービス種別毎の内訳）

サービス種別	単 位	利用実績（第6期）			見込量（第7期）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	人/月	8	6	8	8	8	9
	時間/月	36	29	40	40	40	45
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	0	0	※ ¹ 230
同行援護	人/月	0	0	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	0	0	10
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	1
	時間/月	0	0	0	0	0	5

（令和5年度については、見込値を記載しています。）

※¹ 日中独居でその時間帯のみサービス利用を見込む。10時間/日×平日数（23日）＝230時間

【見込量確保のための方策】

- 安定したサービス提供ができるよう、訪問系サービス提供事業者の確保が必要です。生活圏域レベルで近隣市町村の事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の整備を図ります。

② 日中活動を支援するサービス

現在のサービス利用者数を算定基礎として、サービス利用者の伸びや地域生活移行、特別支援学校の卒業等による新たなサービス利用者を見込み、3か年の見込量を設定します。

【サービスの内容】

ア 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

イ 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

ウ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

エ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

オ 就労継続支援（A型、B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。（A型は雇用契約に基づく就労、B型は雇用契約に基づかない就労訓練を指します。）

カ 就労定着支援

一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

キ 就労選択支援

令和6年度から開始される新サービスで、障がいのある方が本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

ク 療養介護

医療及び常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

ク 短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴・排泄・食事等の介護を行います。

【サービスの見込量】

サービス種別	単 位	利用実績（第6期）			見込量（第7期）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	人/月	15	16	16	16	17	18
	日/月	322	349	350	350	360	370
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	1	1	0	0	1
	日/月	0	0	22	0	0	20
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0	1
	日/月	0	0	0	0	0	5
就労移行支援	人/月	2	1	1	1	1	1
	日/月	45	14	10	22	22	22

就労継続支援 (A 雇用型)	人/月	0	0	0	1	1	1
	日/月	0	0	0	20	20	20
就労継続支援 (B 非雇用型)	人/月	15	22	23	23	24	25
	日/月	277	396	410	400	410	420
就労定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1
就労選択支援	人/月	新規サービスのため実績なし			0	0	1
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所	人/月	0	0	0	1	1	1
	日/月	0	0	0	5	5	5

(令和5年度については、見込値を記載しています。)

【見込量確保のための方策】

- 日中活動を支援するサービスのニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるようサービス提供体制の確保や施策の検討を行います
- 就労移行支援については、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、障がい者雇用を促進するための情報提供に努めるとともに、就労支援体制の整備を図ります。

③ 居住に関するサービス

現在のサービス利用者数を算定基礎として、サービス利用者の伸びや施設入所者及び退院が可能な障がい者の地域生活移行等による新たなサービス利用者を見込み、3か年の見込量を設定します。

【サービスの内容】

ア 自立生活援助

障がい者支援施設や精神科病院等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。

イ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の支援を行います。

ウ 施設入所支援

施設に入所する人に対し、入浴・排泄・食事の介護等日常生活の支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス種別	単 位	利用実績（第6期）			見込量（第7期）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人/月	2	2	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	11	10	11	11	11	10
施設入所支援	人/月	11	12	12	11	11	10

（令和5年度については、見込値を記載しています。）

【見込量確保のための方策】

- 自立生活援助については、必要な支援の内容や利用者のニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるようサービス提供体制の確保や施策の検討を行います。
- 共同生活援助（グループホーム）については、施設や病院から地域へ移行する障がい者の生活基盤となる可能性が高いことが見込まれます。現在は近隣市町村の事業所の利用となっていますが、今後は村内の事業所設置に向けて検討します。
- 施設入所支援については、相談支援事業所と連携を図りながら、障がい者の地域生活での困難さや介護者の状況等を勘案し、必要な時に利用ができるよう努めます。

④ 相談支援

現在のサービス利用者数を算定基礎として、新規サービス利用者を見込み、3か年の見込量を設定します。

【サービスの内容】

ア 計画相談支援

障がいのある人の課題の解決や適切なサービスの提供のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直し（モニタリング）を行います。

イ 地域移行支援

障がい者支援施設に入所している障がい者や、精神科病院に入院している障がい者等に対し、住宅の確保や地域生活へ移行するための活動に関する支援を行います。

ウ 地域定着支援

単身で生活している障がい者や、家族の支援が受けられない障がい者等に対し常時連絡できるよう体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談・支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス種別	単 位	利用実績（第6期）			見込量（第7期）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人/月	52	56	58	58	59	60
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	1

（令和5年度については、見込値を記載しています。）

【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援については指定事業者と連携し、サービスの調整等が円滑かつ継続的に提供されるように相談支援体制の充実を図ります。
- 地域移行支援、地域定着支援については、必要な支援の内容や利用者のニーズの把握に努めるとともに、関係機関との連携を図り、提供体制の整備を進めます。

(2) 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施することで障がい者等の福祉の増進を図ります。なお、すべての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

これまでの実績等を踏まえて、令和6年度から令和8年度までの3か年における地域生活支援事業の見込量を定めて、本村におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

① 必須事業

【サービスの内容】

ア 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

イ 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取り組み（ピアサポート、ボランティア活動など）を支援します。

ウ 相談支援事業

委託相談支援事業では障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行い、基幹相談支援センターでは、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。

エ 成年後見制度利用支援事業

障がい者の権利を擁護するため、障がい福祉サービスを利用又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するものです。当面は、地域の実態把握に努めます。

カ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を二ーズに応じて実施します。

キ 日常生活用具給付等事業

障がい者などに対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具および住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。

ク 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話を習得する者を養成します。

ケ 移動支援事業

地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出の際の移動支援を行います。（支援に必要な交通費は自己負担となります）

コ 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図り、障がい者等の地域における生活支援を促進するため、拠点となる場を令和5年10月に設置しましたので、住民の利用二ーズを確認しながら実施していきます。

【サービスの見込量】

事業名		単位	利用実績（第6期）			見込量（第7期）		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	無	無	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	有
相談支援事業								
	障がい者相談支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有
地域自立支援協議会		実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		件数／年	0	0	0	2	2	2
成年後見制度法人支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業 （コミュニケーション支援事業）		実施の有無	無	無	無	無	有	有
日常生活用具給付事業								
	介護訓練支援用具	件数／年	0	0	0	2	2	2
	自立生活支援用具	件数／年	0	1	0	3	3	3
	在宅療養等支援用具	件数／年	1	0	1	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件数／年	0	4	2	1	1	1
	排泄管理支援用具	件数／年	144	134	140	146	152	152
	居宅生活動作補助用具等 （住宅改修費）	件数／年	0	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		実施の有無	無	無	無	有	有	有
移動支援事業		件数／年	0	0	0	1	1	1
地域活動支援センター事業		実施箇所数	0	0	1	1	1	1

（令和5年度については、見込値を記載しています。）

【見込量確保のための方策】

- 理解促進研修・啓発事業については、住民を対象とした出前講座のメニューに、障がいのある人への理解を深めるための講座を加え、住民からの要望に応じ、随時、研修・啓発を行います。
- 自発的活動支援事業については、障がいのある人やその家族がお互いの悩みを共有することや情報交換のできる交流会活動等についての情報提供等を行います。

- 相談支援事業を効果的に実施するため、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会を核として相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとのネットワーク化を進め、重層的な相談支援体制を構築します。
- 個々のケースについて成年後見制度利用の必要性の有無を確認し、障がいのある方の権利擁護に努めます。
- 成年後見制度法人後見支援事業の実施に向けて、法人後見活用のための地域の実態把握等を進めます。
- ニーズに応じて手話通訳者を養成し、聴覚障がい者の支援をします。また、申請に応じて病院等に派遣する等、サービスを必要とする方への情報提供等を行い、利用の促進を図ります。
- 日常生活用具給付等事業の対象となる障がい者に対して、対象品目の情報提供を行い、利用の促進を図ります。
- 生活の利便を図るため、手すりや段差解消などの住宅改修の助成を行います。
- 移動支援事業については、在宅で生活している障がい者の外出手段として乗合バスや福祉車両の貸出など確保していきます。
- 地域活動支援センター事業の運営に伴い、関係機関との連携を深め、サービスを必要とする方への情報提供等を行い、利用の促進を図ります。

② 任意事業

【サービスの内容】

ア 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がい者を有する人に対し、浴槽等の機械を搬入することにより、居宅においての入浴サービスを提供します。

イ 日中一時支援事業

障がい者や障がい児に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的訓練等を行います。

ウ 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

障がい者の社会参加を促進するため、運転免許取得費や自動車改造費の助成等の事業を行います。

エ 通所施設交通費助成事業

通所施設を利用している対象者へ、通所にかかる交通費の助成を行います。

【サービスの見込量】

事業名	単位	利用実績（第6期）			見込量（第7期）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問入浴サービス事業	件数／年	0	0	1	1	1	1
日中一時支援事業	件数／年	27	27	27	30	30	36
自動車運転免許取得・ 自動車改造助成事業	件数／年	0	0	0	1	1	1
通所施設交通費助成事業	件数／年	16	17	17	18	18	19

（令和5年度については、見込値を記載しています。）

【見込量確保のための方策】

- 訪問入浴については、居宅において入浴することが困難な障がい者の身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを事業者へ委託して実施します。
- 日中一時支援事業については、日常的に介護している家族の負担の軽減を図るため、障がい者等を一時的に預かる等の事業を事業者へ委託して実施します。
- 障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業の対象者に制度の周知を行い、利用の促進を図ります。
- 施設通所している対象者へ交通費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

第4章 障がい児福祉計画の事業の展開

第3期飯館村障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、平成28年6月の児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たに策定が義務付けられました。障がい児福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条の規定で障がい福祉計画と一体的に策定することができる計画であることから、第7期障がい福祉計画と一体的に策定するものとします。

1 障がい児福祉サービスに関する目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

児童発達支援に加えて保育所等訪問支援、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言をあわせて行うなど障がい児支援の中核的な役割を担う「児童発達支援センター」については、相双管内に整備される状況には至っていません。

国では令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1ヶ所以上設置することとしております。設置が困難な場合は各圏域で設置することとされています。本村においても国の基本指針を踏まえて、児童発達支援センターを中核とした多面的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置に向けて、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会で協議するとともに、相双保健福祉事務所や近隣市町村と協議をして取り組みます。

【国の基本指針】

- ・各市町村または各圏域に1か所以上設置する。
- ・各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・各市町村または各圏域において重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。
- ・令和8年度までに各市町村または各圏域において保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場を設置するとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援については、必要に応じて支援を受けられるよう、近隣市町村及び関係機関との連携構築を図りながら取り組みます。

③ 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

医療的ニーズの高い児童や重症心身障がい児は、一般の障がい児通所支援で支援を受けることは困難な状況にあり、重症心身障がい児への支援に対応した事業所は、相双管内でも少ない状況にあります。

このような状況を踏まえ、国では重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができる体制を構築するため、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1か所以上確保することとしております。

本村においては国の基本指針を踏まえて、相双保健福祉事務所や近隣市町村と連携構築を図りながら取り組みます。

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	令和8年度末における児童発達支援事業所数
	1か所	令和8年度末における放課後等デイサービス事業所数

【国の基本指針】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1か所以上確保する。

④ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

近年の医療技術の進歩により、重度の疾患・障がいのある子どもを救えるようになったことを背景として、何らかの医療的な配慮が必要な「医療的ケア児」が増加しています。

本村においては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会こども発達支援部会を協議の場としています。また、令和2年度に医療的ケア児等に関するコーディネーターを2名配置しています。今後は適切な支援を受けられるように、地域自立支援協議会こども部会において協議を行うとともに、コーディネーターとの実際の連携方法や具体的な働きかけ等について検討していきます。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村または各圏域に、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置するとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置する。（市町村は圏域での設置も可）

【目標値の設定】

項目	数値	考え方
協議の場の設置	1 か所	令和8年度末までの整備か所数
コーディネーターの配置	1 人	令和8年度末までの配置数 (※圏域での設置)

2 障がい児福祉サービス等の見込量

(1) 障がい児福祉サービスの見込量

これまでの実績等を踏まえて、令和6年度から令和8年度までの3か年における障がい児福祉サービスの見込量を定めて、本村におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

【サービスの内容】

ア 児童発達支援

障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

イ 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、治療、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

ウ 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に、放課後や夏休み期間等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。

エ 保育所等訪問支援

保育所等を利用している障がいのある児童に、集団生活に適応するための訓練を行うものです。帰村の状況によるため、当面は、地域の実態把握に努めます。

オ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うものです。帰村の状況によるため、当面は、地域の実態把握に努めます。

カ 障がい児相談支援

障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの提供のため、障がい児支援利用計画を作成します。また、一定期間ごとに計画内容の見直し（モニタリング）を行います。

【サービスの見込量】

サービス種別	単 位	利用実績（第6期）			見込量（第7期）		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	人/月	4	3	4	5	5	6
	日/月	42	16	40	50	50	60
医療型児童発達支援	人/月	1	1	0	0	0	1
	日/月	3	1	0	0	0	4
放課後等デイサービス	人/月	5	6	6	6	8	10
	日/月	59	65	65	70	100	120
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	1	1
	日/月	0	0	0	0	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月				0	1	1
	日/月				0	4	4
障がい児相談支援	人/月	9	11	11	11	12	13

（令和5年度実績については、見込値を記載しています。）

【見込量確保のための方策】

- 障がいがある児童が身近な地域で支援が受けられるように、相馬地方児童発達支援連携会議と連携し、児童の発達支援強化と関係機関の連携構築及び情報共有を図り、児童発達支援センターの設置等、広域的な社会資源の開発・活用について検討していきます。
- 早期支援ができる相談支援の強化を図るとともに、保育所等や幼稚園、母子保健事業等や障がい児通所支援事業所との連携を図り、サービスの充実に向けた働きかけ等を行っていきます。
- 保健・福祉・教育等の関係機関との連携を図りながら、切れ目なく適切な支援が継続できるようにしていきます。
- 障がい児や家族の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った支援が安定して提供されるようサービス充実に向けた働きかけ等を行っていきます。
- 児童の相談支援を対応する指定障害児相談支援事業所が近隣市町村においても少なく、速やかに相談支援が提供できない状況にあります。利用者の成長に応じ、相談員・相談支援専門員の人材の育成及び確保について相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会で検証・協議し、同事業の拡大や開始を働きかけ、サービス提供の充実を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画の評価と進行管理

障がい福祉計画の推進にあたっては、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

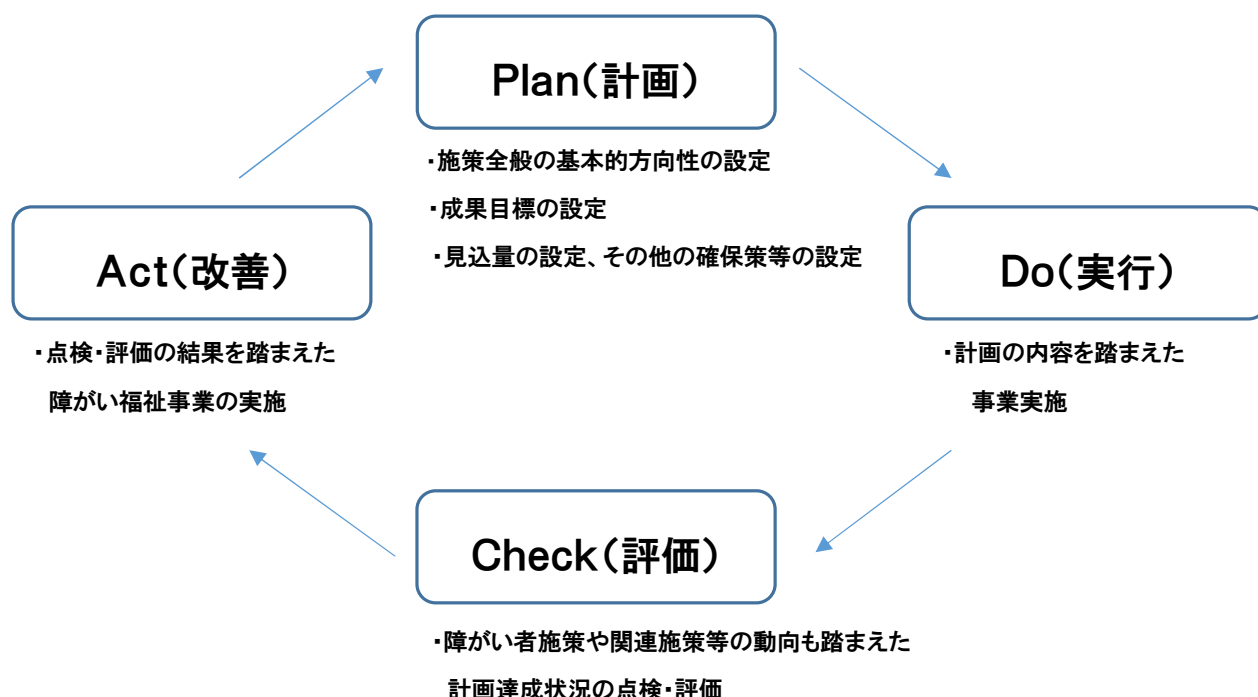
毎年、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会とともに、計画の進捗状況についてPDCAサイクルのプロセスによる分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更、事業の見直しを行いながら、計画を推進します。

PDCAサイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

【PDCAサイクルのイメージ】



第6章 資料編

1 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会共同設置要綱

平成24年2月24日

告示第6号

改正 令和4年3月24日告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、南相馬市及び飯舘村（以下「構成市村」という。）が、南相馬市障がい者等相談支援事業実施要綱（平成20年南相馬市告示第28号）第6条第1項及び飯舘村障がい者等相談支援事業実施要綱（平成20年飯舘村訓令第1号）第6条第1項の規定による地域自立支援協議会を共同で設置するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この地域自立支援協議会は、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、地域において障がい者及び障がい児の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保、関係機関の連携体制の構築等に関する協議を行うものとする。

2 前項の目的を達成するため、協議会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 障がい福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 関係機関の業務において課題となった事項の対応策に関すること。
- (3) 地域の関係機関相互の連携体制の構築に関すること。
- (4) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (5) 関係機関の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 障がい福祉計画等の進捗状況と進行管理に関すること。
- (7) その他目的達成に必要な事項

3 協議会は、前項の協議のほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会として、地域における障害を理由とする差別の解消に向けた協議を行うものとする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから南相馬市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉関係者

- (3) 保健医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 就労支援関係者
- (6) 権利擁護関係者
- (7) 障がい者及び障がい者団体関係者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、南相馬市長及び飯舘村長（以下「構成市村長」という。）が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初開催される会議は、南相馬市長が招集し、会長が選任されるまでの間会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局会議）

第8条 協議会の運営について調整・提案等を行うため、事務局会議を置く。

2 事務局会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 協議会会長及び副会長
- (2) 構成市村の障がい福祉担当者
- (3) 相談支援アドバイザー
- (4) 相談支援事業者
- (5) 設置部会の部会長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める者

3 事務局会議の議長には協議会の会長を、副議長には協議会の副会長をもって充てる。

（部会）

第9条 協議会に特定の事項について調査及び検討を行うため、部会を置く。

2 設置する部会の名称、人数等は事務局会議で調整のうえ、協議会で決定する。

3 各部会の部会員は、委員及び障がい福祉関係機関等から推薦された協力員のうちから、それぞれ会長が指名する。

- 4 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 5 第7条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「南相馬市長」とあるのは「会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(負担金)

第10条 協議会等の運営等に要する経費に充てるため、飯舘村は負担金を拠出するものとし、その額は構成市村長の協議により決定するものとする。

- 2 前項の規定による負担金の納入の時期は、構成市村長が協議により定める。

(予算の執行)

第11条 協議会等に要する経費については、南相馬市の歳入歳出予算の定めるところにより執行するものとする。

(負担金の精算)

第12条 南相馬市長は、各年度において協議会に要する経費の予算に残額が生じた場合においては、飯舘村の負担金の額を翌年度において精算する。

(経費の執行状況)

第13条 南相馬市長は、各年度の出納閉鎖後速やかに協議会等に要する経費の予算の執行状況を飯舘村長に通知するものとする。

(告示の改廃)

第14条 この告示を改廃しようとするときは、あらかじめ構成市村長協議のうえ決定する。

(秘密の保持)

第15条 協議会等の会議の構成員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第16条 協議会等の庶務は、南相馬市障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、協議会の会議の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

- 2 前項に定めるもののほか、構成市村で決定すべき事項は、構成市村長協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(南相馬市地域自立支援協議会運営要綱の廃止)

2 南相馬市地域自立支援協議会運営要綱（平成20年南相馬市告示第29号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月24日告示第66号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏名	団体機関名・役職	全 体	計 画	地 域	権 利	就 労	こ ど も	災 害
1	志賀 崇永	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 原町共生授産園 主任	○		○				
2	山田 晴彦	南相馬市福祉事業所連絡協議会 会長 特定非営利法人ぼーんず ぼーんずB 理事長	○				○		
3	荒 潤正	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所 相談支援アドバイザー	◇	○		◎			○
4	村田 純子	特定非営利活動法人 ほっと悠 相談支援センター ほっと悠 管理者	○						
5	石田 宏之	特定非営利活動法人 さぼーとセンターぴあ 相談支援事業所 そらまめ 管理者	○			○			
6	岩崎 ちあき	特定非営利活動法人 はらまちひばり 相談支援事業所 はらまちひばり 管理者	○				○		
7	菅野 勝也	特定非営利活動法人 あさがお 相談支援事業所 とともに 管理者兼専門支援専門員	○					○	○
8	新妻 直恵	特定非営利活動法人 きぼう 副理事長兼統括	◎	◇		○			○
9	須藤 康宏	相馬地方基幹相談支援センター拓 管理者	○	○	◎				○
10	只野 健太	公益財団法人 金森和心会雲雀ヶ丘病院 精神保健福祉士	○		○				
11	井上 祿也	福島県中小企業家同友会 相双支部副支部長	○				○		
12	佐藤 光弘	福島県自閉症協会相双分会 (相双自閉症児者親の会) 副会長	○						
13	高田 公恵	社会福祉法人 ちいろば会 原町聖愛こども園 保育教諭	○						
14	坂本 亜希子	福島県立相馬支援学校 元PTA会長	○						
15	石垣 真樹子	福島県立相馬支援学校 教頭	○	○					
16	泉 邦子	相馬人権擁護委員協議会 高齢者・障がい者人権委員会 副委員長	○			○			
17	鈴木 礼子	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	○						
18	佐藤 清彦	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会 鹿島区福祉サービスセンター所長	○			○			
19	菅野 純子	社会福祉法人 飯舘村社会福祉協議会 事務局長	○						
20	東海林 広尚	福島県相双保健福祉事務所 保健福祉課障がい者支援チーム 専門社会福祉主事	○	○					
21	北部 大輔	福島県浜児童相談所南相馬相談室 主任心理判定員	○					○	
22	金山 敬子	福島県相双保健福祉事務所 保健福祉課児童家庭支援チーム 主任助産技師	○	○				○	
23	大和田 布佐子	福島県教育庁相双教育事務所学校教育課 指導主事	○	○				○	
24	星 延尚	相双公共職業安定所 求人・専門援助部門 統括職業指導官	○						
25	北原 美樹	飯舘村教育委員会 主査	○					○	
26	北畑 尚子	特定非営利活動法人 さぼーとセンターぴあ 自立研修所 ビーンズ 管理者	○	○			◎		
27	信成 知子	特定非営利活動法人 きぼう みなみそうま子どもサポートセンター「かのん」	○	○				◎	

(順不同、敬称略)

	氏名	団体機関名・役職	全 体	計 画	地 域	権 利	就 労	こ ど も	災 害
		管理者兼相談支援専門員							
28	青田 由幸	特定非営利活動法人 さぼーとセンターびあ 代表理事	○	◎		○			◎
29	青木 圭太	南相馬市社会福祉協議会 地域福祉課長		○			○		
30	齋藤 香織	飯館村社会福祉協議会 事務員		○		○			
31	岡 幸枝	福島県自閉症協会相双分会 (相双自閉症児者親の会) 事務局		○					
32	豊永 久美	相談支援センター ほっと悠 相談支援専門員			○				
33	門馬 こすえ	デイさぼーと ぴーなっつ サービス管理責任者			○				
34	鈴木 信茂	はらまちひばりワークセンター 職業指導員			○				
35	郡 信子	相談支援事業所 そらまめ 相談支援専門員			○				○
36	有間 育美	障がい児者 ひまわりの会			○				
37	小島 令子	共同生活援助 いやしの家 管理者兼サービス管理責任者			○				
38	清水 浩行	相談支援事業所「ともに」 相談支援専門員			○	○			
39	吉田 由樹	ウィル生活・相談支援センター サービス管理責任者			○				
40	渡部 香奈子	看護小規模多機能型居宅介護 ナーシングホームつばさ原町 代表者			○			○	○
41	大塚 俊介	株式会社 協心 代表取締役			○				
42	福島 祐子	社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 管理者			○				
43	西内 実菜	訪問看護ステーション なごみ			○				
44	西山 喜代子	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会			○				
45	佐藤 杏美	福島県相双保健福祉事務所 (保健福祉課 障がい者支援チーム) 社会福祉主事			○				
46	庄司 智子	福島県立相馬支援学校 教諭			○				○
47	大内 龍太郎	飯館村社会福祉協議会 福祉活動専門員			○				
48	西川 恵理子	南相馬市立総合病院地域医療連携室 主任社会福祉士 福島県相双圏域 高次脳機能障がい支援室 高次脳機能障がい者支援コーディネーター			○				
49	丸山 香織	南相馬市健康福祉部健康づくり課 健康推進係 主任保健師			○				
50	鈴木 日向	南相馬市健康福祉部長寿福祉課 地域包括ケアシステム推進係 主事			○				
51	酒井 美穂	相談支援センター ほっと悠 相談支援員				○			
52	西 みよ子	NPO法人 あさがお 理事長				○			
53	邊見 直子	特定非営利活動法人 あさ家 生活支援員				○			
54	伏見 香代	相馬地方基幹相談支援センター 拓 相談支援専門員				○	○		

(順不同、敬称略)

	氏名	団体機関名・役職	全 体	計 画	地 域	権 利	就 労	こ ど も	災 害
55	竹中 芳子	障がい児者 ひまわりの会				○			
56	鎌田 貴文	太陽の会 代表				○			
57	山田 清子	視覚障がい者福祉協会 相双方部				○			
58	高澤 孝夫	視覚障がい者福祉協会 相双方部				○			
59	小川 尚一	南相馬手話サークル「耳通口」 事務局長				○			
60	鈴木 秀一	南相馬手話サークル「耳通口」 聴覚障がい者				○			
61	生駒 八重子	パソコン要約筆記南相馬				○			
62	志賀 トシ	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会				○			
63	志賀 光良	福島県相双保健福祉事務所 (保健福祉課 障がい者支援チーム) 主任社会福祉主事				○			
64	高野 由紀子	自立研修所 えんどう豆 サービス管理責任者					○		
65	森 桂子	就労継続支援B型 きぼうのあさがお サービス管理責任者					○		
66	石坂 香子	はらまちひばりワークセンター 生活支援員					○		
67	高田 緩奈	ちゃいんどサポート「かのん」 管理者兼児童発達支援管理責任者					○		
68	佐藤 光男	福島県授産事業振興会 障害者事業所支援アドバイザー					○		
69	山本 博幸	相双就業・生活支援センター 就業支援担当					○		
70	渡部 実	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会					○		
71	櫻井 綾子	原町商工会議所(総務部総務課) 主事					○		
72	早瀬川 祐芳	鹿島商工会 経営支援員					○		
73	松橋 佳奈絵	鹿島商工会 経営支援員					○		
74	酒井 鉄平	ハローワーク相双 職業指導官					○		
75	日下部 実仁	福島県立テクノアカデミー浜 教務主任					○		
76	齊藤 順子	福島県立テクノアカデミー浜 障がい者職業訓練コーチ					○		
77	安藤 成彬	相馬農業高等学校					○		
78	奥山 美穂	福島県立相馬支援学校 教諭					○		
79	三条 美雪	相談支援相馬事業所 管理者・相談支援専門員						○	
80	小澤 なな	のびっこらんど愛愛 児童発達支援管理責任者						○	
81	野倉 一美	のびっこらんど原町 児童発達支援管理責任者						○	
82	高橋 真利恵	放課後等デイサービス はぐくみ・あさがお 管理者兼児童発達支援管理責任者						○	

(順不同、敬称略)

	氏名	団体機関名・役職	全 体	計 画	地 域	権 利	就 労	こ ど も	災 害
83	新妻 了	じゅにあサポート「かのん」 管理者兼児童発達支援管理責任者						○	
84	大杉 寿美子	キンダー・ラボ「かのん」 副管理者兼児童発達支援管理責任者						○	
85	酒井 有紀子	きっずサポート「かのん」 児童発達支援管理責任者						○	
86	平賀 舞	障がい児者 ひまわりの会						○	
87	菅野 邦美	おひさまクラブ						○	
88	佐藤 文代	ディさぽーと ピーなっつ サービス管理責任者						○	
89	田村 文子	学校法人青葉 青葉幼稚園 (南相馬市私立幼稚園協会) 副園長						○	
90	加藤 貴之	ライブラリー南相馬訪問看護ステーション 所長						○	
91	足立 知子	相馬広域こころのケアセンターなごみ						○	
92	大内 眞弓	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会						○	
93	岡崎 あゆみ	福島県立相馬支援学校 教諭						○	
94	館下 大恵	相馬農業高等学校						○	
95	伊藤 亜希子	飯舘村教育委員会 飯舘村SSW						○	
96	青田 陽香	社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉課長補佐						○	
97	金澤 裕美	相馬地方基幹相談支援センター 拓 相談支援専門員						○	
98	加藤 みゆき	南相馬市教育委員会事務局学校教育課 指導主事						○	
99	長川 侑加	南相馬市こども未来部こども育成課幼児育成係 主査						○	
100	佐藤 理香	市立総合病院 地域医療連携室 副看護部長兼地域医療連携室次長						○	
101	佐々木 守	原町共生授産園 サービス管理責任者							○
102	梅田 幸雄	多機能事業所「ともに」 管理者兼サービス管理責任者							○
103	杉 重子	特定非営利活動法人 あさ家 理事長							○
104	牛来 敏夫	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会 副会長							○
105	佐々木 智洋	社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会(鹿島区) 地域福祉課長補佐							○

※表中、「全体」は「全体会」、「計画」は「計画策定検討会」、「権利」は「権利擁護部会」、「地域」は「地域生活支援部会」、「就労」は「就労支援部会」、「こども」は「こども発達支援部会」、「災害」は「災害対策検討会」の略です。
 ※表中の「◎」は「会長」または「部会長」、「◇」は「副会長」または「副部会長」を表しています。

3 計画策定の経緯

令和5年4月21日	第1回南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会 全体会
令和5年6月14日	第1回計画策定検討会
令和5年6月30日	第1回こども発達支援部会
令和5年7月5日	第1回権利擁護部会
令和5年7月27日	第2回計画策定検討会
令和5年8月7日	第1回災害対策検討会
令和5年8月10日	第2回権利擁護部会
令和5年8月25日	第2回南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会 全体会
令和5年9月4日	第2回就労支援部会
令和5年9月12日	第2回地域生活支援部会
令和5年10月3日	第3回計画策定検討会
令和5年10月12日	第3回南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会 全体会
令和5年10月31日	第4回計画策定検討会
令和6年1月11日	第5回計画策定検討会
令和6年1月17日	第6回権利擁護部会
令和6年3月19日	第4回南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会 全体会

参考 聞き取り調査・集計

村内に居住し、障がい福祉サービス等を利用されている方を対象に簡易的な聞き取り調査を実施しました。その集計結果について参考までに掲載いたします。

①村で暮らすために何が必要か	・ 歯医者 ・ 生鮮食品が購入できるスーパー ・ 食品宅配サービス ・ いいたてクリニックを毎日開所してほしい
②困りごとを相談する相手はいるか	・ 家族に相談している ・ 飯舘村社会福祉協議会 ・ 飯舘村役場
③村にあったらよいと思う支援・サービス	・ 入所施設（障害） ・ 震災前にあった「ワークスペースいいたて」のような施設 ・ 就労継続支援B型事業所 ・ 運動施設（ジムのような場所） ・ 土日にも利用できるような公民館や図書館のような施設
④日中活動の場があれば利用したいか。どのようなことをしたいか。	・ つながっぺと村外のデイサービスを利用している ・ 日中預かってくれるような施設があれば利用したい ・ カフェ ・ 土日にも利用できる図書館 ・ 手芸などの習い事ができる場所 ・ つながっぺは高齢者ばかりで話が合わず行きづらい。壮年～中年層も利用しやすい場があれば嬉しい。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

飯舘村 健康福祉課

〒960-1892

福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地1

TEL:0244-42-1633